

令和3年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「37,560円」を「37,920円」に改め、同項第2号および第3号中「56,340円」を「56,880円」に改め、同項第4号中「67,610円」を「68,260円」に改め、同項第5号中「75,120円」を「75,840円」に改め、同項第6号中「90,140円」を「91,010円」に改め、同項第7号中「97,660円」を「98,590円」に改め、同項第8号中「112,680円」を「113,760円」に改め、同項第9号中「127,700円」を「128,930円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,540円」を「22,760円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「37,560円」を「37,920円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「52,590円」を「53,090円」に改める。

第7条第1項中「合計所得金額」の後ろに「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用が

ある場合には、当該合計所得金額から政令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。) 」を加える。

附則第 3 条中「(昭和 32 年法律第 26 号)」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条および第 7 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率を定め、および介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の額の算定の基礎に用いる合計所得金額に関する規定を整備するため